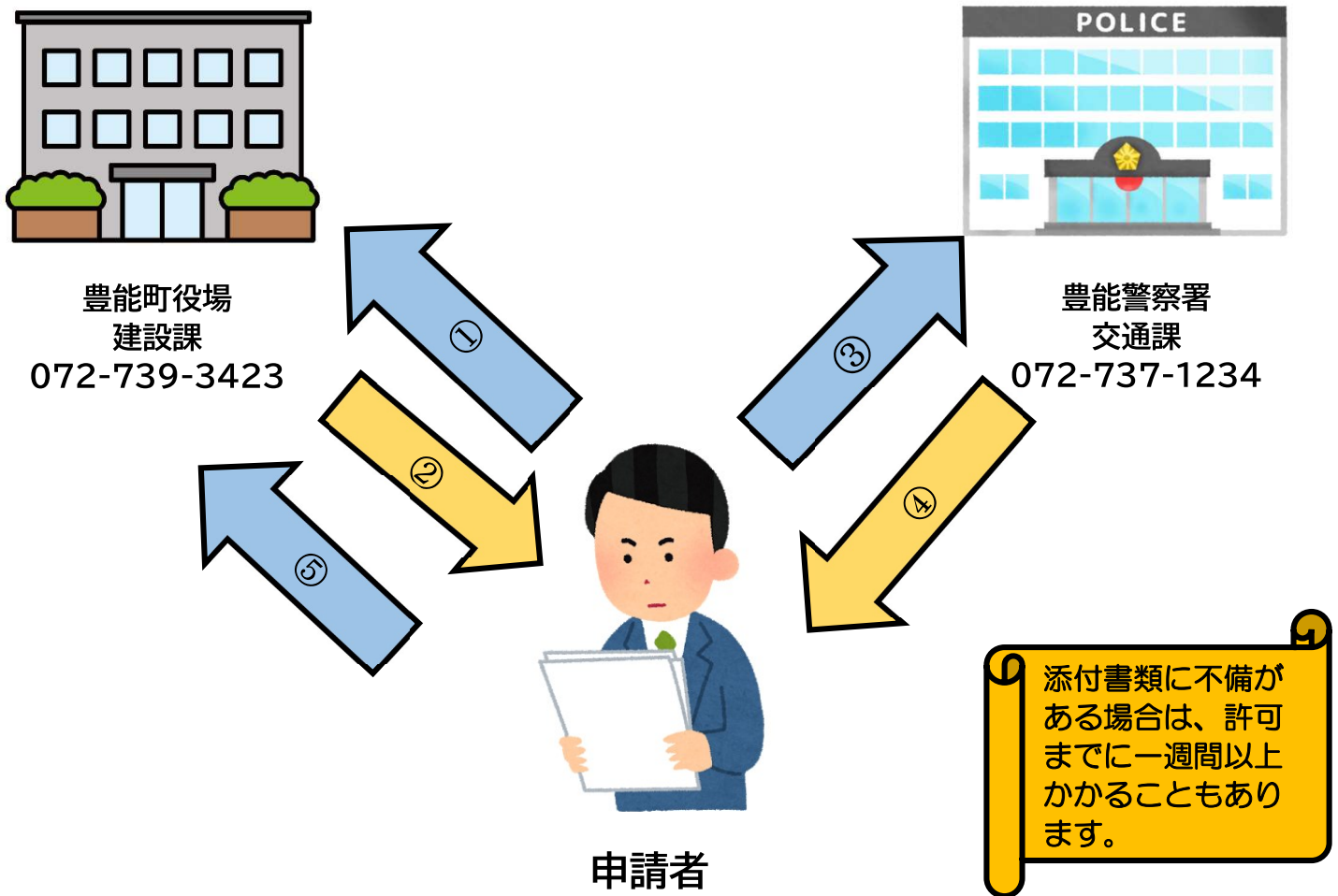


道路占用許可申請ならびに道路工事施行承認申請手続き案内

1. 手続きの流れ



【上記図の手続き番号説明】

- ①申請書を提出してください。（表紙は3種類で添付書類は同じです。）
- ②警察協議書を発行しますので、受け取りに来てください。（1週間程度）
- ③豊能警察署に警察協議書を提出してください。
- ④警察協議回答書が発行されますので受け取りに行ってください。（1週間程度）
- ⑤警察協議回答書を提出してください。問題が無ければ即日許可書を発行します。

★お願い

- *豊能町建設課の協議書と豊能警察署の協議回答書の発行にはそれぞれ1週間程度必要です。工事着工までの日程に余裕を持たせて申請してください。
- *警察協議書及び許可書の発行は、月～金曜日の9時00分～17時30分です。
- *警察協議書回答書の受付時間は、月～金曜日の9時00分～17時30分です。

★工事竣工届について

- *工事完了後は、工事竣工届を提出してください。
- *着工前・着工後・工程別写真を添付してください。
- *工事規模によっては、写真以外の書類提出を求める場合がありますのでご了承ください。

2. 添付書類（◎については必須）

- 【1】◎申請書（正副副（返却分）を含めて計3種類）
 - *担当欄については、必ず連絡先を記入してください。
- 【2】道路占用料減額・免除申請書
 - *内容によっては、道路占用料を減額または免除できる場合があります。
- 【3】◎位置図
 - *住宅地図程度で結構です。
- 【4】◎現況写真
 - *カラー写真でお願いします。デジタルフォトをプリントしたものでも構いません。
 - *占用箇所がわかるように写真に朱書きしてください。
- 【5】◎現況平面図および計画平面図（S=1/300以上）
 - *現況と計画の両方がわかるようにしてください。
 - *官民境界線を赤色で記入してください。
 - *図面距離間（mm）は可能な限り詳細に記入してください。
 - *撤去する道路構造物、新設する道路構造物について色分けしてください。
- 【6】◎現況断面図および計画断面図（S=1/100以上）
 - *現況と計画の両方がわかるようにしてください。
 - *官民境界線を赤色で記入してください。
 - *図面距離間（mm）は可能な限り詳細に記入してください。
- 【7】◎工事実施方法を記載した書類
 - *工事の影響方法がわかるようにしてください。
 - *工事の実施方法（開削・推進の別、工事が広範囲にわたる場合には工程順等）がわかるようにしてください。
 - *平面図と兼用していただいても結構です。
- 【8】丈量図（S=1/300以上）
 - *占用範囲、工事影響範囲、種別内容ごとにわかるもの。
 - *平面図に記入できる容易なものについては、平面図に記入しても結構です。
- 【9】構造図、設計図、仕様書
- 【10】交通対策図（規制方法については豊能警察署において指導されます）
 - *仮歩道・バリケード、夜間の保安対策等を記入してください。
- 【11】占用関係意見調書
 - *地下占用の場合は、他の地下埋設物管理者から意見を聴取した書類を提出してください。
 - *道路通行止めとされる場合は、環境課（ごみ収集）、自治会、バス業者と協議してください。
- 【12】その他、必要な書類
 - *工事期間が長期間にわたるもの、または一時占用の場合は工程表を添付してください。
 - *道路占用・法面埋立・工事用仮囲いの場合は官民境界線の確定図を添付してください。
 - *道路占用・法面埋立の場合は、土地利用計画書を添付してください。
 - *その他内容によって、理由書・利害関係者の同意書・公図・土地登記簿謄本の提出を求めることがあります。ご了承ください。

〒563-0292 大阪府豊能郡豊能町余野414-1
豊能町役場 都市建設部 建設課 道路河川グループ
TEL：072-739-0001 （内線：281・284）